

円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例 を終了します

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために、労働者に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

これまで、円高の影響を受けた事業主には、生産量要件を緩和し、以下の特例を適用していました。

円高の影響を受けた事業主に対する生産量要件

- 経済上の理由により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少している、または減少する見込みであること

平成25年3月31日をもって、この特例を終了します。



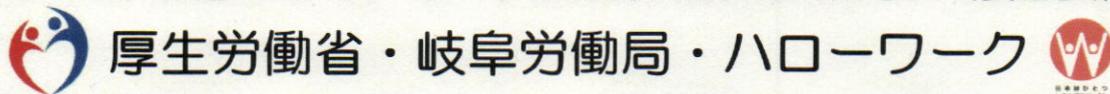
平成25年4月1日以降に助成金の対象期間を設定する（利用を開始する）すべての事業主は、以下の要件を満たす必要があります。

雇用調整助成金の主な支給要件

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などが、前年同期と比べ10%以上減少していること

※このほかにも、支給の要件があります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください（裏面参照）。



助成金の相談・申請は、各管轄のハローワークへ

(ハローワーク岐阜管轄の事業主の方は、助成金センターへ)

提出先	住 所	TEL	管 轄 区 域
助成金センター	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058- 263- 5650	岐阜市、羽島市、 各務原市、本巣市、 瑞穂市、山県市、 羽島郡、本巣郡
ハローワーク大垣	大垣市藤江町1-1-8	0584- 73- 8609	大垣市、海津市、 不破郡、養老郡、 揖斐郡、安八郡
ハローワーク多治見	多治見市音羽町5-39-1	0572- 22- 3383	多治見市、瑞浪市、 土岐市、可児市、 可児郡
ハローワーク高山	高山市上岡本町7-478	0577- 32- 1144	高山市、飛騨市、 大野郡、下呂市(金山 町を除く)
ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	0573- 26- 1341	恵那市
ハローワーク関	関市西本郷通4-6-10	0575- 22- 3223	関市、美濃市
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町 1-206-9	0574- 25- 2178	美濃加茂市、加茂郡、 下呂市金山町
ハローワーク岐阜八幡	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎1階	0575- 65- 3108	郡上市
ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	0573- 66- 1337	中津川市

※ 事業所所在地が揖斐郡の事業主の方は、ハローワーク大垣へお願いします。